



島根県報

平成17年11月22日 (火)
 第 1,729 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|----------------------------|-------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 | (") | 2 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 3 |
| ヨ－ネ病の発生 | (農 畜 産 振 興 課) | 3 |
| 県営土地改良事業計画の変更 | (農 村 整 備 課) | 3 |
| 保安林予定森林 (4 件) | (森 林 整 備 課) | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) | 5 |
| 道路の供用開始 | (") | 6 |

公 告

| | | |
|--------------------------------|-------------------|----|
| 公用車用冬用タイヤ434本の購入に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部) | 7 |
| 靴下の購入に係る一般競争入札の実施 | (") | 8 |
| 駐在所用複合型プリンタ185台の購入に係る一般競争入札の実施 | (") | 10 |

特定調達公告

| | | |
|--|---------------|----|
| 一般国道485号郡バイパス改築 (改良) (仮称) 山田トンネル工事に係る一般競争入札の落札者等 | (土 木 総 務 課) | 11 |
|--|---------------|----|

選管告示

| | | |
|----------------------------|--|----|
| 政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体 | | 12 |
|----------------------------|--|----|

正 誤

| | | |
|---------------------------|---------------|----|
| 平成17年11月11日付け島根県報第1,726号中 | (森 林 整 備 課) | 12 |
|---------------------------|---------------|----|

告 示

島根県告示第1,201号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|------------------|--------------|
| 浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所 | 浜田市金城町小国イ165番地 1 | 平成17年10月 1 日 |
| 浜田市国民健康保険波佐診療所 | 浜田市金城町波佐イ441番地 1 | 平成17年10月 1 日 |

| | | |
|-----------------|-------------------|------------|
| 浜田市国民健康保険弥栄診療所 | 浜田市弥栄町木都賀イ530 - 1 | 平成17年10月1日 |
| 浜田市国民健康保険あさひ診療所 | 浜田市旭町丸原138 - 1 | 平成17年10月1日 |

島根県告示第1,202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------------------|------------|
| 金城町国民健康保険診療所小国出張所 | 那賀郡金城町大字小国イ165 - 1 | 平成17年9月30日 |
| 金城町国民健康保険診療所 | 那賀郡金城町大字波佐イ441 - 1 | 平成17年9月30日 |
| 弥栄村国民健康保険診療所 | 那賀郡弥栄村大字木都賀イ530 - 1 | 平成17年9月30日 |
| 旭町国民健康保険あさひ診療所 | 那賀郡旭町大字丸原138 - 1 | 平成17年9月30日 |

島根県告示第1,203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|-----------|---------|------------------|------------|
| 変更前 | 変更後 | | |
| 奥出雲町立仁多病院 | 町立奥出雲病院 | 仁多郡奥出雲町三成1622番地1 | 平成17年10月1日 |

島根県告示第1,204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | | 変更年月日 |
|-------------|----------------------|---------------------|------------|
| | 変更前 | 変更後 | |
| もりわき歯科クリニック | 大田市大田町大田街区番号20符合 - 1 | 大田市大田町大田字松ノ前イ244番地2 | 平成17年9月17日 |

島根県告示第1,205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------|----------------|------------------|-------------|
| 社会福祉法人 きづき会 | 訪問看護 | いなさ園訪問看護ステーション | 出雲市大社町杵築西1643番地2 | 平成17年11月11日 |
| 有限会社 クオリティライフ | 認知症対応型共同生活介護 | グループホームよこたの郷 | 仁多郡奥出雲町下横田27-1 | 平成17年11月14日 |

島根県告示第1,206号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 生年月日 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生年月日 | その他参考となるべき事項 |
|----------|-------|------------|------|------|-------------|--------------|
| ヨーネ病（患畜） | 牛 | 平成12年11月4日 | 1頭 | 出雲市 | 平成17年10月28日 | ホルスタイン、自家産牛 |
| ヨーネ病（患畜） | 牛 | 平成4年9月16日 | 1頭 | 出雲市 | 平成17年10月28日 | ホルスタイン、自家産牛 |

島根県告示第1,207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、大谷地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関し異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
大谷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第1,208号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2211、2223 - 7、2224 - 3、2226 - 5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,209号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町来尾874 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,210号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

江津市川平町南川上111、桜江町坂本1995 - 2、1995 - 3、3821 - 2、3822 - 1、3823 - 1、3826 - 2、3827 - 4、3828 - 3、3829

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,211号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町名賀字廣戸1391 - 4、1391 - 5、字芳ヶ溢1392 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,212号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|---------------------------------|--------|------------------------------|------------------|--|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | |
| 一般国道 | 431号 | 松江市上本庄町1949番1地先から同市野原町382番3地先まで | 前 | A メートル 26.00～ 87.00 | メートル 2,447.00 | 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | | 後 | B 6.50～ 18.50 | 2,586.00 | |
| " | " | 松江市上本庄町1949番1地先から同市野原町382番3地先まで | 前 | A 26.00～ 89.00 | 2,459.00 | 松江土木建築事務所 計画変更に伴うダブルウェイ変更 |
| | | | 後 | B 6.50～ 21.00 | 2,611.00 | |
| " | " | 松江市野原町382番3地先から同町378番6地先まで | 前 | 8.00～ 54.00 | 165.00 | 道路改良工事 計画変更に伴う減幅 |
| | | | 後 | 8.00～ 28.00 | 165.00 | |
| 県 道 | 印賀横田線 | 仁多郡奥出雲町竹崎189番4地先から同154番3地先まで | 前 | 5.00～ 5.50 | 55.00 | 木次土木建築事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 5.50～ 20.00 | 55.00 | |
| " | 波根久手線 | 大田市久手町波根西字柳瀬23番1地先から同字13番4地先まで | 前 | 6.60～ 8.00 | 75.00 | 川本土木建築事務所大田土木事業所 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 9.00～ 14.00 | 75.00 | |
| " | " | 大田市久手町波根西字柳瀬10番3地先から同字3番5地先まで | 前 | 6.80～ 10.00 | 61.00 | 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 9.00～ 20.00 | 61.00 | |

島根県告示第1,213号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延 長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|------|----------------------------------|----------------|-----------------|-------------|----|
| 一般国道 | 431号 | 松江市福原町2055番6地先から同市上本庄町1573番1地先まで | メートル 390.00 | 平成17年 11月23日 | 松江土木建築事務所 | |
| " | " | 松江市邑生町129番1地先から同市野原町535番3地先まで | 700.00 | " | | |

| | | | | | | |
|-----|-------|---|--------|-----------------|------------------------------|--|
| 県 道 | 印賀横田線 | 仁多郡奥出雲町竹崎189番 4 地先から同 154番 3 地先まで | 55.00 | 平成17年 11月22日 | 木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所 | |
| " | 川本波多線 | 大田市三瓶町志学字橋ノ本下八26番 1 地 先から同町志学字道ノ下口1018番 2 地先 まで | 575.00 | 平成17年 11月30日 | 川本土木建 築事務所大 田土木事業 所 | |

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月22日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

公用車用冬用タイヤ（434本）の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年12月15日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」に登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852 - 26 - 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月22日から11月28日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月2日（金） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月22日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

靴下の購入

(2) 入札案件の仕様及び数量等

靴下（男性用） 6,300足（厚手3,150足、薄手3,150足）

靴下（女性用） 306足（厚手153足、薄手153足）

（詳細仕様は、入札説明書による。）

(3) 納入期限

平成18年2月15日（水）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「10繊維類」、中分類「(1)被服」に登録された者であること。
- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (3) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月22日から11月29日までの間（土曜、日曜及び休日を除く。）、上記(1)の場所において交付する。
ただし、交付時間は午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月2日（金） 午後3時30分
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室
ウ 開札 即時開札

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月28日（月） 午前10時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成17年11月29日17時までに「入札にあたり提出する書類」を提出すること。
イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札

者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月22日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

駐在所用複合型プリンタ185台の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年2月28日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月22日から11月28日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月5日（月） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階大会議室

ウ 開札 即時開札

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成17年11月22日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
一般国道485号郡バイパス改築（改良）（仮称）山田トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成17年10月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
森本組・金田建設・石橋工務所特別共同企業体
島根県松江市中原町167番地 1
- 5 落札金額
2,535,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成17年 8 月30日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------|--------------------|--------|
| 鎌原 ヤシエ | 金城町議会議員 | 鎌原ヤシエ後援会 | 那賀郡金城町大字下来原350 - 4 | 鎌原 ヤシエ |

正 誤

平成17年11月11日付け島根県報第1,726号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|--------|--------|
| 5 | 上から14 | 安来市田瀬町 | 安来市田頼町 |